

裁決書

審査請求人
[REDACTED]

審査請求人代理人
[REDACTED]

処分庁
[REDACTED]

市福祉事務所長

令和3年■月■日付けで [REDACTED] (以下「請求人」という。) から提起された審査請求(令和2年度(審)第151号)について、次のとおり裁決する。

1 主文

本件審査請求のうち、令和2年4月■日付け生活保護法第19条に基く保護停止決定処分(以下「本件処分」という。)の変更(令和2年5月■日から同年7月■日までの保護の継続)を求める部分については却下し、本件処分の取消しを求める部分については、本件処分を取り消す。

2 事業の概要

審理員意見書別紙1「2 事業の概要」に記載のとおり。

3 審理関係人の主張の要旨

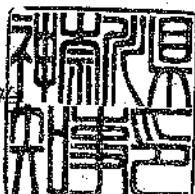
審理員意見書別紙1「3 審理関係人の主張の要旨」に記載のとおり。

4 理由

審理員意見書別紙1「4 理由」に記載のとおり。

令和3年11月1日

神奈川県知事 黒岩 祐治



(教示)

この裁決について不服がある場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県を被告としてこの裁決の取消しの訴えを提起することができます。なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。

厚生労働省所在地

郵便番号100-8916 東京都千代田区霞ヶ関1丁目2番2号

審理員意見書

令和3年10月12日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県審理員 虎頭 俊之 

神奈川県審理員 小林 文子 

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第42条第2項の規定に基づき、審査請求人
（審査請求人代理人）が、令和3年■月■日付けで提起した処分
庁 ■市福祉事務所長による生活保護停止決定処分についての審査請求（令和2年度
（審）第151号）について、その裁決に関する意見を別紙のとおり提出する。

別紙1において、個人名等を次のとおり呼称する。

- 1 審査請求人 ■■■■■を「請求人」という。
- 2 処分庁 ■■■■■福祉事務所長を「処分庁」という。



別紙1

1 結論

本件審査請求のうち、本件処分の変更（令和2年5月■日から同年7月■日までの保護の継続）を求める部分については却下されるべきであり、本件処分の取消しを求める部分については、本件処分は取り消されるべきである。

2 事業の概要

(1) 事業の概要

本件審査請求は、処分庁が、請求人に対し、令和2年4月■日付けで、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第19条に基づき行った保護停止決定処分（以下「本件処分」という。）に対し、請求人がその取消し及び保護の継続を求めて提起したものである。

(2) 本件に係る法令等の規定

別紙2のとおり。

(3) 前提事実

当事者間に争いのない事実及び証拠上容易に認められる事実は、以下のとおりである。

ア 請求人は、■市において、処分庁により法に基づく保護を実施されている者である。

なお、請求人には、視力障害があり（右（手動弁（※））0、左0.02）、身体障害者手帳2級（交付年月日 平成23年■月■日）を所持している。

※手動弁…眼前で手掌を上下左右に動かし、動きの方向を弁別できる能力

イ 処分庁は、法第19条第4項及び委任規則第2条の規定により、法上の保護の実施機関である■市長から、法に関する事務の委任を受けた者である。

ウ 平成18年3月■日を実施年月日として、処分庁は、請求人に対し、法に基づく保護を開始した。

エ 令和2年1月6日、処分庁は、請求人から、母が危篤のため、知人に手配してもらった航空券で、同月13日に■に渡航することになったとの電話連絡を受けた。

なお、当該渡航に係る往復の航空券は、同月■日に次のとおり予約されていた。

往路 令和2年1月13日（羽田空港から■空港）

復路 令和2年4月10日（■空港から羽田空港）

オ 令和2年1月9日、処分庁は、請求人宅を訪問し、渡航前の注意事項と、渡航後も状況を報告するよう伝え、請求人から「海外渡航に伴う内容報告」と題する次の内容が記載された書面を收受した。

- 1 渡航者：請求人
- 2 宿泊先：[REDACTED]
- 3 目的：母の危篤のため
- 4 日程：令和2年1月■日～未定
- 5 費用 片道約50,000円 [REDACTED]
- 6 費用の捻出方法 生活を切り詰めて捻出
- 7 海外旅行保険 飛行機の移動に係る保険のみ加入

カ 令和2年1月■日、請求人は、[REDACTED]へ渡航した（羽田空港から[REDACTED]空港）。

キ 令和2年1月■日、請求人の母が死亡した。

ク 令和2年2月6日、処分庁は、請求人が利用している障害指定特定相談支援事業所（以下、単に「施設」という。）から電話連絡を受け、請求人から、「母が亡くなつたが葬式はできていない。新型ウイルスが流行っており、[REDACTED]では外に出られる状況ではない」と伝言があったとの話を聴取した。

ケ 令和2年3月19日、処分庁は、施設から電話連絡を受け、請求人から、「未だに母の葬式はできていない。コロナウイルスの影響で制限があり、生活しているマンションからも2週間に1回ほどしか外出できない状態。日本に戻つても入国制限などがあり、拘留される可能性もあるため、3月中に戻ることは難しい」と伝言があったとの話を聴取した。

コ 請求人が予約していた復路の航空便（令和2年4月■日 [REDACTED]空港から羽田空港）は欠航となった（下記フ参照）。

サ 令和2年3月■日、請求人は、あらためて復路の航空便の予約をした。

シ 令和2年4月16日、処分庁は、請求人が渡航してから3か月が経つことから、請求人からの連絡がないか施設に確認したところ、特に連絡はないとのことであった。また、処分庁は、請求人の携帯電話に電話したが、呼び出し音はならず、留守電にもならない状態であった。

ス 令和2年4月■日、処分庁は、請求人の保護の取扱いについて、ケース診断会議を実施し、請求人が[REDACTED]に渡航してから3か月が経過し、3月■日以降は連絡がなく、処分庁からの電話も繋がらず、所在が確認できない状況であるとして、問答集問10-24の取扱いに基づき、請求人の所在や状況が確認できるまでは保護を停止することとした。

セ 令和2年4月■日付けで、処分庁は、請求人に対し、「所在不明」を理由に、令和2年5月■日を実施年月日として、保護停止処分（本件処分）を行つた。

- ソ 令和2年4月20日、処分庁は、生活状況を確認するため請求人宅を訪問したが、不在であった。
- タ 令和2年5月12日、処分庁は、施設から電話連絡を受け、請求人から「航空券が取れずまだ帰れない」との留守電が入っていたとの話を聴取した。
- チ 令和2年5月25日、処分庁は、生活状況を確認するため請求人宅を訪問したが、不在であった。
- ツ 令和2年6月25日、処分庁は、施設から電話連絡を受け、請求人が「■からでは飛行機がないので、■から7月■日に日本に帰る」と話していたこと、また、施設職員が請求人に対し、処分庁にも電話連絡するよう伝えたところ、電話すると話していたとの話を聴取した。
- テ 令和2年7月2日、処分庁は、生活状況を確認するため請求人宅を訪問したが、不在であった。
- ト 令和2年7月17日、処分庁は、請求人から、電話連絡を受け、同月■日に■から日本に帰国すること、4月■日に全日空で航空券を取ったが欠航になってしまい、その後も5回ほど飛行機がキャンセルになってしまったとの話を聴取した。この際、処分庁は、請求人に対し、帰国したら必ず処分庁に連絡するよう伝えた。
- ナ 令和2年7月■日、請求人は、■から日本に帰国した(■空港から成田国際空港)。
- ニ 令和2年7月28日、処分庁は、請求人から、同月■日に日本に帰国したとの電話連絡を受けた。
- ヌ 令和2年8月■日、処分庁は、請求人の保護の取扱いについて、ケース診断会議を実施し、請求人が同年7月■日に帰国し、所在が確認できたため、同日付けで保護を再開することとした。
- ネ 令和2年8月■日付けで、処分庁は、請求人に対し、同年7月■日を実施年月日として、保護停止を解除し、保護を再開した。
- ノ 令和3年■月■日付けで、請求人は、神奈川県知事に対し、本件処分の取消しを求めて、本件審査請求を提起した。
- ハ 請求人の■から日本への復路の航空便については、令和2年3月■日に行った予約以降、次のとおり、少なくとも複数回の変更がなされた。
(令和2年5月■日の便から、順次、同年6月■日の便、同年7月■日の便、同月■日の便への変更)
- ヒ 令和2年2月以降、航空各社では、新型コロナウイルス感染症の影響による需要の減少等により、順次、■=日本路線の運休・減便がなされた。

フ 令和2年3月以降、日■両国の方針により、順次、日■間の航空機の運航が抑制された。同年3月・4月頃の日■間の航空機の運航状況等に係る、在■日本国大使館からの主な発表内容は次のとおりである。

<3月■日>

3月■日以降、■を出発する航空機については、当分の間、到着空港を■に限るよう、国土交通省から関係航空会社に要請することとなりました。

これに伴い、航空会社では、もともとの目的地が■でない■から日本へ向かう各路線について、目的地を■に変更するか又は運休することになります。

<3月■日>

3月■日、■当局(中略)からの発表により、3月■日以降、(1)■の国内航空会社については、各社、各国1路線、週1往復まで、(2)■の国外の航空会社については、各社、■との航空路線を1路線、週1往復までに限定されることになりました。

また、搭乗率は75%以下とすることとされるほか、(後略)。今回の■当局からの発表により、3月■日以降、■間の航空路線の大半の運休・減便が見込まれ、現在運航中の都市の多くで■路線の運航が停止することが予想されます。

<3月■日>

在■日本大使館では、■航空各社が発表している日■間直行便の運航予定をまとめましたので、お知らせいたします(下記のリンクを参照ください。)。

※ リンク先の■航空会社の日■間直行便運航予定表によると、3月■日以降、■から日本への航空便は運航しておらず、他都市(■)から日本へ向かう航空便は、各航空会社で週

1便のみである。

<4月■日>

日本政府の「水際対策強化に係る新たな措置」により、4月■日から、■を含む各国から日本への航空旅客便については、日本での検疫を適切に実施する観点から、到着旅客数の抑制が行われています。

これにより、■においては、既に予約済みの場合であっても、旅客数を抑制するため、予約が急遽キャンセルされる事態が生じています。本3日の出発便では、空港に到着して初めてキャンセルが知らされましたという事例が生じています(後略)。

<4月■日>

（中略）が、3月 ■ 日以降、（1） ■ の国内航空会社については、各社、各国1路線、週1往復まで、（2）外国の航空会社については、各社、 ■ との航空路線を1路線、週1往復までに限定しています。

3 審理関係人の主張の要旨

（1）請求人の主張の要旨

次の理由により、本件処分の取消し及び令和2年5月■日から同年7月 ■ 日までの保護を継続するとの裁決を求める。

ア ■ 在住である請求人の母が危篤状態となり、令和2年1月 ■ 日に請求人が ■ に渡航した際、新型コロナウィルスの感染拡大による空港封鎖による帰国困難な状況から、請求人が帰国できなかつた件について、処分庁は、海外渡航3か月を超えたことにより同年5月 ■ 日を実施年月日として保護停止処分を行つた。

イ また、同年7月 ■ 日に請求人が帰国したことに伴い、処分庁は同日を実施年月日として保護再開処分を行つたが、請求人が帰国困難であったことから、令和2年5月 ■ 日においても保護を継続すべきであった。

ウ 本件処分は、新型コロナウィルス感染拡大に伴う帰国困難に配慮したものではないから、不作為により違法・不当である。

エ 処分庁に母の危篤で ■ に帰らないといけないと相談したが、交通費は出さないと言われ、友人に借金して行った。

オ 処分庁は、居住実態が確認できなかつたと主張するが、請求人の母が ■ で亡くなっている状態で、令和2年3月上旬から航空機が飛ばないので日本に帰国できていないと知っているにもかかわらず、居住実態が確認できないというのは、事実に反する。

カ 請求人は、羽田空港・ ■ 空港の往復航空券を所持していた（90日間以内有効）。

キ 母の葬儀が終わり次第、日本に帰国するつもりでいたが、令和2年2月下旬には「航空機を運行しない」という連絡が全日空から出ていたので、帰国できなかつた。 ■ も外出できないような状況が続いていた。

ク 令和3年4月いっぱい、日本政府より緊急事態宣言が発令され、今度は日本に行く飛行機が、兄が一生懸命探したが、見つからなかつた。

ケ ■ 国際空港から帰国する便がないとわかると、兄が、 ■ 市から日本への便を見つけ、手配しようとした。しかし、予約前に航空会社の ■ 航空から、日本が緊急事態宣言を延長したため、予約を受け付けられないと言われた。一番早く予約ができる便が5月 ■ 日であるともそのとき言われた。

コ 5月■日に予約したが、再び■航空から連絡があり、5月いっぱいは日本に飛べないとと言われ、6月■日にした。

サ それでも6月も飛ばないことになり、7月■日になった。

シ 何度交渉しても予約が延長されるので、3人の兄たちが航空会社に交渉し、すぐ日本行きが予約できる■からの便を予約し、それが実際に帰国できた7月■日の便であった。

ス その間、帰国できない理由を処分庁と施設に定期的に報告した。

セ 処分庁は、保護停止処分を行ったが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、日本への航空機が飛ばない状況にあり、請求人は帰国したくてもできなかった。日本への帰国は自分の意思ではどうにもできないことであり、本件処分は違法不当である。

(2) 処分庁の主張の要旨

次の理由により、本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

ア 本件審査請求の趣旨は、処分庁が行った令和2年5月■日を停止日とする保護停止決定処分を違法不当とするものである。

イ 新型コロナウイルス感染拡大に伴う帰国困難者に対し、厚生労働省からの通知及び事務連絡等により、特段の配慮をすべきという取扱いは示されていないことから、課長通知、問答集等の規定に基づき判断することが妥当である。

ウ 課長通知第10問19より、請求人が海外に渡航した場合の取扱いについて、「一時的かつ短期で海外へ渡航した場合であって引き続き国内に居住場所を有している場合は、海外へ渡航したことのみをもって保護を停廃止することはできない」とされているが、問答集問10-24の(答)によると、「一時的かつ短期」の期間については、「概ね1~2か月を目安に、渡航の目的・帰来可能性等を十分に考慮した上で判断することとされたい」とある。

エ 請求人の海外渡航期間が「概ね1~2か月」の目安を大幅に超過していたこと、渡航の目的は「親族の危篤」でありやむを得ない事情があるといえるものの、帰来可能性について帰国時期等の具体的な目途は立っていないから、当該海外渡航が「一時的かつ短期」から逸脱するものと判断し、処分庁は令和2年5月■日を停止日として本件処分を行った。

オ 当時の外務省の情報によると、■からの邦人の帰国は可能であった。

カ よって本件処分は、法令等の規定に基づき、その解釈に則った適法なものであることから、違法不当とはいえない。

4 理由

(1) 国外に現在している要保護者に対する保護の実施責任について

ア 法19条は、第1項において、都道府県知事及び市長等は、「その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者」（1号）及び「居住地がないか、又は明らかでない要保護者であって、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するもの」（2号）に対して、保護を決定し、かつ、実施しなければならないと規定している。したがって、国外に現在している要保護者であっても、その生活の本拠が依然として国内の居住地にあるものと解される場合には、同項1号により、当該居住地を所管する福祉事務所を管理する実施機関が存し、同実施機関は、同項に従い当該要保護者に対し保護の決定及び実施を行う責任を負う。

また、法2条は、すべて国民は法の定める要件を満たす限り法による保護を無差別平等に受けることができると規定しているところ、要保護者が国内に現在していることを保護の要件とする規定は存在しない。

イ 以上の規定からすると、国外に現在している被保護者であっても、法19条所定の「居住地」に当たると認められる居住の場所を国内に有している者は、同条に基づき当該居住地を所管する実施機関から保護の実施を受けられると解すべきであり、もとより、被保護者が、当初の居住地を離れて国外に滞在し続けるなどした結果、国内に居住地も現在地も有しないこととなった場合には、保護の停止又は廃止の決定をすべきである（平成20年2月28日最高裁第一小法廷判決参照）。

ウ 上記「居住地」とは、要保護者の居住の事実がある場所をいうが、現にその場所に居住していないとも、他の場所に居住していることが一時的な便宜のためであって、一定期限の到来とともにその場所に復帰して起居を継続していくことが期待される場合等には、世帯の認定をも勘案のうえ、その場所を居住地として認定することとされている（次官通知第2）。

（2）被保護者が海外渡航する場合に関する関係通知の定めについて

ア 被保護者が、一時的かつ短期に海外へ渡航した場合であって引き続き国内に居住の場所を有している場合は、海外へ渡航したことのみをもって生活保護を停廃止することはできないとされている。また、海外渡航の目的が必ずしも生活保護の趣旨的に反するものとは認められない場合の例示として、「親族の冠婚葬祭、危篤の場合及び墓参」等が掲げられており、当該目的による渡航期間が概ね2週間以内の場合には、渡航費用の全額を収入認定しないとされている（課長通知第10問19）。

上記の「一時的かつ短期」については、概ね1～2か月を目安に、渡航の目的・帰来可能性等を十分に考慮した上で判断することとされている（問答集問10-24）。

イ 実施機関は、被保護者から海外渡航に先立ち、渡航先（宿泊先）、渡航目的及び日程並びに費用及びその捻出方法等について記載した書面を提出させることとされている（海外渡航通知1）。

(3) 被保護者の届出義務（法第61条）について

法第61条は、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。」と規定している。

同条の趣旨は、保護の実施機関は、保護の適正な運営を図るため、常に被保護者の状況を調査し、把握しておかなければならぬが、極めて多数に上る被保護者の複雑にして変化の激しい状況を保護の実施機関の調査だけで把握することは到底困難であるため、被保護者の側からも自発的に所要事項の届出をさせ、両者相まって保護の実施機関の保護の決定及び実施を円滑ならしめようとしたものである。

(4) 本件処分の適法性・妥当性について

ア 本件処分は、海外渡航していた請求人について、渡航から一定期間が経過しても帰国時期の目途が立たなかつたことから、保護を停止したものである。

以下、本件処分の適法性について、「一時的かつ短期に海外へ渡航した場合であつて引き続き国内に居住の場所を有している場合」に該当しないといえるか検討する。

イ 渡航前の届出について

請求人は、処分庁に対し、渡航の前に必要事項を記載した書面を提出している（前提事実オ）。なお、帰国予定は未定とされているが、渡航目的が母の危篤であることから、具体的に記載できないことについてはやむを得ない。

ウ 渡航期間について

請求人が渡航したのは、令和2年1月■日であり（前提事実カ）、本件処分は4月■日付けで行われているから（前提事実セ）、課長通知において示されている、保護の停廃止を行う目安の「概ね1～2か月」は超えている。

エ 渡航目的について

請求人の渡航目的は母の危篤であり（前提事実オ）、生活保護制度において、保護の趣旨目的に反しないものとして位置付けられている。

オ 帰来可能性について

(ア) 帰国の意思について

請求人は、渡航前から航空便の復路の予約をしており（前提事実エ）、また、渡航後も、新型コロナウイルス感染症の影響による航空便の運航状況に応じて、複数回、復路便の予約を変更又は変更を余儀なくされており（前提事実ハ）、速やかに帰国しようとする意思はあったものと認められる。

（イ）客観的な状況について

処分庁は、外務省の情報によると、■からの邦人の帰国は可能であったと主張する。

しかしながら、当時、日■間の航空便は運休又は大幅な減便となり、搭乗率も制限されており（前提事実ヒ・フ）、請求人のように帰国予定の延長を余儀なくされているような帰国希望者が少なからずいたことが推察される状況においては、一応帰国可能な便が存在したとしても、実際に請求人が当該航空便を予約できたとは限らない。

（ウ）以上から、請求人に帰国の意思は認められるが、客観的な状況として、請求人の意思のみで帰国が可能であったとは認め難い。

カ 請求人からの帰国に関する連絡の有無について

請求人は、主に施設を介してではあるものの、帰国が困難な状況等について連絡をしており（前提事実ク・ケ）、処分庁も施設を介した請求人からの伝言により、請求人に帰国の意思があることや、航空便の運航状況等については一定程度認識していたことが認められる。

キ 以上から、請求人の渡航期間は保護停廃止の目安とされている「概ね1～2か月」を超えてはいるものの、渡航の目的については、生活保護の趣旨に反するものではなく、帰来可能性については、請求人に帰国の意思はあったが、新型コロナウイルス感染症の影響による特異な状況を踏まえると、請求人の意思のみで帰国が可能であったとは認め難く、さらに、請求人から帰国に関する状況について一応の連絡があったことを踏まえると、「一時的かつ短期に海外へ渡航した場合であって引き続き国内に居住の場所を有している場合」に該当しないとはいえない。

よって、請求人は、本件処分時において、処分庁の所管区域内に依然として居住地を有すると認められるから、処分庁が、法第19条に基づき保護停止決定処分を行ったことは違法である。

（5）本件処分の変更を求める部分について

請求人は、本件処分の取消しを求めるほか、変更（令和2年5月■日から同年7月■日までの保護の継続）を求めておりが、審査庁は、本件処分の処分庁ではなく、またその上級行政庁にも当たらないため、請求人が求めるような内容を含め、変更裁決を行うことはできない（行政不服審査法第46条第1項但書）。

(6) 結論

以上のとおり、本件審査請求のうち、本件処分の変更（令和2年5月■日から同年7月■日までの保護の継続）を求める部分は不適法であるから、行政不服審査法第45条第1項の規定により却下され、本件処分の取消しを求める部分は理由があるから、同法第46条第1項の規定により、本件処分は取り消されるべきである。

別紙2

ア 法

(無差別平等)

第2条 すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護（以下「保護」という。）を、無差別平等に受けることができる。

(用語の定義)

第6条 この法律において「被保護者」とは、現に保護を受けている者をいう。

2 この法律において「要保護者」とは、現に保護を受けているといいないとにかくわらず、保護を必要とする状態にある者をいう。

3～5 【略】

(実施機関)

第19条 (前略) 市長(中略)は、次に掲げる者に対して、この法律の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならない。

一 その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者

二 居住地がないか、又は明らかでない要保護者であつて、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するもの

2・3 【略】

4 前3項の規定により保護を行うべき者（以下「保護の実施機関」という。）は、保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部を、その管理に属する行政庁に限り、委任することができる。

5～7 【略】

(職権による保護の開始及び変更)

第25条 【略】

2 保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもつてその決定を行い、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。（後略）

3 【略】

(届出の義務)

第61条 被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。

イ 生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。別紙1において「次官通知」という。）

第2 実施責任

保護の実施責任は、要保護者の居住地又は現在地により定められるが、この場合、居住地とは、要保護者の居住の事実がある場所をいうものであること。

なお、現にその場所に居住していないとも、他の場所に居住していることが一時的

な便宜のためであって、一定期限の到来とともにその場所に復帰して起居を継続していくことが期待される場合等には、世帯の認定をも勘案のうえ、その場所を居住地として認定すること。

ウ 生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知。別紙1において「課長通知」という。）

第10 保護の決定

問19 被保護者が海外に渡航した場合には、生活保護の取扱いはどうなるか。

答 被保護者が、一時的かつ短期に海外へ渡航した場合であって引き続き国内に居住の場所を有している場合は、海外へ渡航したことのみをもって生活保護を停廃止することはできないものである。

しかしながら、当該被保護者は渡航費用を支出できるだけの額の、本来その最低生活の維持のために活用すべき金銭を有していたことから、当該渡航費用のための金銭は収入認定の対象となるものである。したがって、それが単なる遊興を目的とした海外旅行等に充てられた場合には、その交通費及び宿泊費に充てられる額について収入認定を行うこととされたい。ただし、この場合、個々の世帯の状況等を勘案し、当該渡航期間中の基準生活費及び加算に相当する額を超える額については、収入認定しないものとして差し支えない。

また、次のような目的で概ね2週間以内の期間で海外へ渡航する場合には、その使途が必ずしも生活保護の趣旨目的に反するものとは認められないことから、（中略）当該渡航に要する費用の全額を収入認定しないものとして差し支えない。

1 親族の冠婚葬祭、危篤の場合及び墓参

2 修学旅行

3 公的機関が主催する文化・スポーツ等の国際的な大会への参加（選抜又は招待された場合に限る。）

4 高等学校等で就学しながら保護を受けることができるものとされた者の海外留学であって世帯の自立助長に効果的であると認められる場合

エ 被保護者が海外に渡航した場合の取扱いについて（平成20年4月1日付け厚生労働省社会・援護局保護課長通知。別紙1において「海外渡航通知」という。）

（前略）

1 実施機関は、被保護者から海外渡航に先立ち、渡航先（宿泊先）、渡航目的及び日程並びに費用及びその捻出方法等について記載した書面を提出させること。

2・3 【略】

オ 生活保護問答集について（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。別紙1において「問答集」という。）

問10-24 被保護者が海外に渡航した場合の渡航期間

て
と

534

居住
ます最低
のう
りと
こつ
を勘
ますその
(中)

招待

外留

勵省

び日

長事

(問) 被保護者が引き続き国内に居住の場所を有し、一時的かつ短期に海外へ渡航した場合には、海外へ渡航したことのみをもって停廻止することはできないとなってい
るが、「一時的かつ短期」とは1か月を超えない期間として取り扱ってよいか。

(答) 「一時的かつ短期」については、一律に1か月以内と期間を定めることは妥当で
はなく、概ね1～2か月を目安に、渡航の目的・帰来可能性等を十分に考慮した上
で判断することとされたい。

力 市福祉事務所長に委任する事務に関する規則（昭和■年 ■市規則第■号。
別紙1において「委任規則」という。）

(趣旨)

第1条 この規則は、生活保護法(昭和25年法律第144号)第19条第4項（中略）の規定
に基づき、市長の権限に属する事務の一部を ■市福祉事務所長(以下「所長」と
いう。)に委任することについて必要な事項を定めるものとする。

(委任事務の範囲)

第2条 次に掲げる事務は、所長に委任する。

生活保護法

- (1) 生活保護法(以下この項において「法」という。)第24条に規定する申請による
保護の開始及び変更に関すること。
- (2) 法第25条に規定する職権による保護の開始及び変更に関すること。
- (3) 法第26条に規定する保護の停止及び廃止に関すること。
- (4) 法第27条に規定する被保護者に対する必要な指導及び指示に関すること。
- (5) 法第27条の2に規定する要保護者に対する相談及び助言に関すること。
- (6) 法第28条に規定する要保護者に関する立入調査及び検診の命令並びに申請の却
下又は保護の変更、停止若しくは廃止に関すること。
- (7) 法第30条から第37条の2までに規定する保護の方法に関すること。
- (8) 法第48条第4項に規定する届出の受理に関すること。
- (9) 法第55条の4に規定する就労自立給付金の支給に関すること。
- (10) 法第55条の5に規定する進学準備給付金の支給に関すること。
- (11) 法第55条の6に規定する就労自立給付金又は進学準備給付金に係る報告に関す
ること。
- (12) 法第62条第3項及び第4項に規定する保護の変更、停止又は廃止に関すること。
- (13) 法第63条に規定する被保護者の返還する金額の決定に関すること。
- (14) 法第76条第1項に規定する遺留金品の処分に関すること。
- (15) 法第77条第2項に規定する扶養義務者の負担すべき額に係る家庭裁判所への申
立に関すること。
- (16) 法第77条の2に規定する急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護
を受けた者に対する徴収金に関すること。

- (17) 法第78条に規定する不実の申請を行った者等に対する徴収金の徴収に関すること。
- (18) 法第78条の2に規定する申出に係る徴収金の徴収に関すること。
- (19) 法第80条に規定する保護金品の返還の免除に関すること。
- (20) 法第81条に規定する後見人の選任の請求に関すること。

キ 行政不服審査法（平成26年法律第68号）

（処分についての審査請求の却下又は棄却）

第45条 処分についての審査請求が法定の期間経過後にされたものである場合その

他不適法である場合には、審査庁は、裁決で、当該審査請求を却下する。

2、処分についての審査請求が理由がない場合には、審査庁は、裁決で、当該審査請求を棄却する。

3 【略】

（処分についての審査請求の認容）

第46条 処分（中略）についての審査請求が理由がある場合（中略）には、審査庁

は、裁決で、当該処分の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更する。ただし、審査庁が処分庁の上級行政庁又は処分庁のいずれでもない場合には、当該処分を変更することはできない。

2 【略】

